

公布された規則のあらまし

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第 77 号）

- 1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する資金について、償還期間の特例措置を設けることとした。（第 6 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。